

昭和42年度

当 会 の 見 解 ・ 提 言

国際化時代における経済発展の条件	(4 2. 1 0. 2 7
— 創造性の高揚 —	大会決議)
近畿圏整備開発への提言	(4 2. 1 1. 1 7)
43年経済に対する見解	(4 3. 1. 9)
物価安定に関する提言	(4 3. 3. 1 4)

国際化時代における経済発展の条件

—— 創造性の高揚 ——

I. 国際化の認識

- (1) わが国の経済は、30年代の高度成長を通じ、欧米なみの重化学工業化を達成し、いまや量的には、先進国の中でも上位に位するに至った。しかしながら、かが国の経済は周期的に国際収支の悪化にみまわれ、そのつど大幅な景気の振幅をくり返しており、現に海外景気の停滞が多分に作用しているとはいえ、国際収支の不安から、40年代はじめての景気調整策が実施されるに至っている。これらは基本的には、わが国の産業構造と企業経営の質的な脆弱さに起因するものとみられる。したがって、現在の時点をとんなる短期循環的な景気調整過程としてとらえ、日本経済をめぐる内外環境の長期的変化への適応を閑却するならば、今日の日本経済の先進国化を真の発展に結びつけることはできない。

- (2) わが国は本年7月からようやく資本自由化に着手したが、最近の世界経済と関係各国の動きから資本自由化は今後いっそうの促進を迫られるであろう。さらに、関税一括引下げを中心として国際的競争条件は急激にきびしさを増している。

しかもかかる環境変化の中で、わが国は先進国として、特惠関税供与、低開発国援助などの国際社会における責務を負うことになった。

以上の諸点を考慮すると、今日われわれがもっと真剣に取り組むべき日本経済の長期的な課題は、国際化のもとにおける経済発展の条件を探究し、整備することでなければならない。

II. 国際化時代における経済発展と創造性

わが国が国際社会における役割を分担しつつ、先進国としてさらに成長を持続していくために、われわれがとるべき方向は、この国際化に積極的に適応し、国際化を真の発展の条件とする能力を高める以外にはありえない。

国際化の進展は新しい経済発展期の到来を意味し、国民経済、産業、企業の全般に、新しい行動原理を要求するものであろう。

(1) 国際化は、多数の国家ないし国民経済の形成する国際社会秩序に参加することであり、これによって、競争と連帯の要請がますます強くなることを意味する。したがって、国民経済の運営について封鎖体制下の指導原理とは異なった新しい原理が創造されねばならない。

(2) 国際化の進展の中で、先進国はそれぞれ特性をもってはじめて協調を維持しながら競争していくことが可能となる。産業構造の世界的趨勢は技術革新と情報革命を通じて、既成の産業基盤の変容を促しているが、このような情勢のもとで日本の特性の開発に独創性を発揮していくことが肝要である。

(3) 国際化にともなう条件変化のもとでは、導入外国技術を中心とする高度成長過程からの転換が必要である。これまでの日本経済の重化学工業化において、進歩した外国技術の果たした役割は大であったが、資本自由化によって技術だけの導入はすでに困難になりつつあり、今後は海外先進国からの技術に多くを期待することはできないであろう。自ら新技術を開発創造することが焦眉の急務である。

(4) さらに、社会経済は不断の動態のうちにあり、制度や慣行はしばしば硬直化し、ときにより非効率、不合理なものとなる傾きをもつ。わが国の経済が国際化に適応する能力を高めるためには、すでに硬直化した制度、慣行等から脱却するための創造的行動が必要である。

以上のように国際化に適応すべき基本的態度は、あくなき創造性の追求であり、豊かな創造性とこれに基づく実践は、国際化という新時代における経済発展の原動力である。

Ⅲ．経済発展のための条件整備

国際化時代における経済発展のためには、創造性を高揚すべき諸条件の早急な整備が必要である。

(1) 資本自由化に対する基本的態度

外資の進出を予防することに目標を置く外圧意識からは、創造性を基盤とした日本経済の成長に資本自由化を役立てることはできない。もちろん、外資の優越的地位の濫用による不当な取引制限や、不公正な取引方法は十分規制されなければならないが、進出外資と対等な競争をするだけの能動的な姿勢が望まれる。のみならず、わが国からも海外に事業進出し、たんなる商品貿易では望めない市場拡大を図っていく必要がある。今後の資本自由化のスケジュールについては、この点を十分考慮すべきである。

(2) 国際化時代における企業経営

これまで、企業の競争力はたんに商品の品質・コストではかられていたが、これからは技術開発力、経営管理体制の効率、資本構成の安定性など、企業の総合力による競争に転換する。

労働需給事情が漸次先進国型に移行するので、これからの生産性上昇は労働力の質的な向上や効率的な活用の面で実現していかなければならない。また、資本規模における世界企業との格差は大きいが、むしろわれわれは、資本の効率向上によって、これと立ち向かうべきである。したがって経営力強化における経営管理技術の役割が大であることに留意し、企業の特性に応じた個性的な経営管理技術の開発に努めなければならない。

われわれは、広く海外市場を含めた需要の動向を的確に把握し、独自性のある商品をもって市場を開拓していかなければならない。そのためには、新技術開発中心の経営体制を確立する必要がある。国際化時代の経済発展の原動力として、技術開発力の涵養が現下の重要課題だけに、この面における企業の努力に対し、政府も税制・金融面等からこれを促進する諸措置を強力に実行すべきである。

(3) 産 業 再 編 成

国際化時代に移行するわが国の産業が、国際的にも先導的地位を勝ち取るためには、再編成によって規模の大型化を進めていくことは必要であろう。しかし、いたずらに規模の拡大を追求することは危険であり、産業および企業の適正規模の利益にも着目し、その探究が必要である。いずれにしても、産業再編成は経営者の自主性と責任において行われるべきものであるが、その際効率中心の経済原則が強力に貫かれなければならない。

とくに中小企業の共同化、協業化については、その国際化に対する適応力強化の上からきわめて望ましいので、業界の自覚を期待するとともに、政府の適切な助成策が強く要請される。

(4) 輸 出 振 興

国際化に適応すべく産業構造を改善する場合に忘れてはならないことは、内需中心で達成された日本経済の産業構造を輸出産業重視の方向に切り換えていくことである。国際化の進展により、わが国の輸出環境は一段ときびしいものになるであろうが、経済成長における輸出寄与の大きさをあらためて認識し、輸出対策をたんに国際収支改善策としてではなく、基本的かつ恒久的な産業対策として確立していく必要がある。

(5) 諸制度の効率化

旧来の行政制度、社会制度、慣行の中には、後進性や硬直性のために今後の国際化時代における経済発展に対し、大きな制約になっているものが多い。国際化の進展が要因となって、これらの慣行、制度が他律的に変容を余儀なくされていく面もあるだろうが、革新に対する抵抗もはなはだ強い。したがって、積極的にその非効率性を除去し、改善していかなければならない。

最近とくに経済社会の効率的発展の観点から、その改革が要請されているものに、中央、地方を通ずる行政機構、公営企業制度、財政・税制の仕組み、食糧制度を含めた農業政策のあり方、土地制度、過密過疎問題、公害問題、労使間の慣行等のごとき経済社会の基盤に関する問題がある。これらのうちにはすでにその歴史的役割を終え、かえって最近の国際化への適応を妨げているものが少なくない、また経済発展にともない新しく発生した問題もある。その改革や解決の必要が叫ばれてすでに久しいが、いたずらに議論倒れに終り、今日までみるべき成果をあげていない。のみならず、むしろますます硬直化して、発展への制約の度合を強め、これが是正調整の手段の手詰りをきたしているといっても過言ではない。

この際決意を新たにして、これらの古い制度、慣行を再検討し、効率化のために創意工夫をこらし、その改革を実行すべきである。

最後に教育は次代の日本経済社会の担い手を育成する重要な使命をもっていることを銘記し、創造力の豊かな国民を養成するために、教育のあり方やその制度について真剣な検討が必要である。創造力を有する人間形成へのわれわれの期待は大きい

以上のように、国際化時代を迎え、新しい国際環境のもとで、わが国が経済発展を進めるにあたっては、これまでと異なる時代感覚と発展理念に基づく行動をとる必要に迫られている。封鎖体制下の経済発展より脱出し、世界の中の日本として、世界経済の発展に参加しつつ、自らの成長路線を開拓していく行動原理は、各面における創造性の高揚にほかならない。われわれはこうした自覚のもとに、自らの企業・産業の体質を強化し、これによって新しいわが国の発展に寄与したいと願うものである。

昭和42年10月27日

第25回 関西経済同友会大会

近畿圏整備開発への提言

近年、わが国の社会の進展、経済の成長は、まことに顕著なものがあるが、これを推進してきた政治、経済、学術、文化など国民の諸活動も極めて積極的なものがあった。

わが国の社会、経済の活動規模が、現段階まで拡大した今日、将来の一層の安定的発展を期するためには、国内に幾つかの中核が形成され、それらの核を中心とする社会、経済活動が相互に有機的に関連づけられた地帯構造をもつことが、国土開発上の基本的方向であると考えられる。

かかる観点に立つとき、地理的にもわが国の中央部に位置し、古い文化と産業を擁する近畿圏の整備、開発を積極的に推進して、近畿圏が首都圏とともにわが国の社会経済活動の一つの中核としての役割を分担していくことが、国の将来にとって、きわめて望ましい方向であり、重要な事柄であるといえよう。

従来、わが国の地域開発の中心的な課題となってきたものは、後進地域の開発による地域間所得格差の是正にあったが、政策面の努力にもかかわらず、人口の大都市集中傾向は逆に激化しつつある状態で、さらに将来の社会ならびに産業構造を展望するとき、人口の大都市圏への集中は避けられない見通しである。

しかるに、大都市は現在すでに過密化の弊が著しく、大都市の再開発を精力的に推し進めるのでなければ、都市機能の混乱麻痺は一層著るしくなり、経済活動、生活面の向上は到底望むべくもない状態に陥っている。

大都市の再開発こそ地域開発上の緊急課題である。国民経済において大都市の果すべき役割と将来における産業構造高度化の方向からみて、大都市圏への一層の人的集中は不可避的であるとの前提にたって、大都市再開発を考慮する

ことが必要であるとわれわれは考える。

そのためには、大都市の高層立体化による土地利用の効率化をはかり、道路拡巾、立体交差、緑地の確保等を計画的に進めて都市機能の効率的発揮と環境整備を行なう必要があるが、拡大しつつある大都市圏の発展方向からみて、この再開発は、近郊地域ならびに背後地域の整備開発との有機的な関連づけをもって実施されねばならないのはいうまでもない。

京阪神大都市を抱える近畿圏の整備開発においては、この大都市再開発の方向を適確に把握し、強力に推進していくことが何よりも大切であると考えられる。

次に近畿圏の整備開発は、近畿圏整備法に基づく基本計画によって打出された基本方向にそって、現在、具体的計画が進められているが、近畿圏の整備開発にはなお相当の立遅れがみられ、工業用地、用水の不足、道路港湾等の産業基盤の整備においても、大都市圏における住宅、緑地等生活環境施設の整備においても、充分とはいえず、経済活動、住民生活の向上の大きな隘路となりつつあることが指摘される。

その原因の一つは、「近畿は一つ」が単なる理念にとどまり、近畿の共通の課題に各界、各地域が協力してとりくむだけの体制が充分とられていないことにあるといえる。

近畿圏の整備開発は、国民経済的観点からみても緊急の課題であり、強力な実施の推進が望まれるが、「近畿は一つ」を単なる理念にとどまらしめず、広域、総合的観点にたって、経済合理性の追求と社会的必要の充足の調和をはかりながら、効率的な整備開発を強力に推し進めることが必要である。

このような認識のもとに、近畿圏の整備開発に関し、関西経済同友会は、次の諸点について提言する。

1. 近畿圏の整備開発の総合プランとして策定された「近畿圏整備計画」を机上のプランに終らせることなく、効率的かつ強力にその推進をはからねばならない。

このため、近畿圏整備本部は、近畿圏全体の立場から、主要な整備、開発計画についての実施時期、投資の優先順位を明確にするとともに、各事業主体は、その計画に示された主要事業の実施時期を尊重し、整備本部が作成する年度事業計画を十分考慮して、個々の事業の実施のタイミングを重視すべきである。

これまでの地域開発においては、開発の柱となる広域根幹事業の推進について地域間の協力に欠けるところがあったばかりでなく、開発のプロセスについての配慮がうすく、総花的な計画の実施に走った傾向が強い。このことが開発の健全な推進をゆがめ、開発効果を減殺してきた原因の一つであると考えられるので、地域開発は、長期的な観点のもとに段階的に進めていくことが最も必要であるといえる。

したがって、近畿圏整備計画事業の実施においては、公共投資の緊急度、投資効率等から主要事業の優先順位を決定し、また、それぞれの地区の開発における時期的な調整を充分に行なって、段階を追って実施することが必要である。

各事業主体の行なう事業が、近畿圏整備計画に計上されているからといって、限られた資金をもって一斉に総花主義の公共投資を行なうことは、徒らに未完成の工事を累積して投資の非効率を招く恐れがあり、また、近畿圏全体としての整備開発にも歪みを生じせしめることになる。

また、そのことが地価の高騰に拍車をかける原因ともなっている。地価の高騰は、国民経済の発展を阻害するのみならず、計画の実施をも困難にするという二重の弊害をもたらすから、これについては抜本的対策を必要とするが、開発計画の総花主義も地価高騰を招く原因となっていることも反省されねばならない。

今日において、抜本的な地価対策を講じておかなければ、20年、30年後に大きな問題を残すことになる。

2. 近畿圏の整備開発においては、地域全体の共通的課題であり、整備開発の根幹ともなる大型プロジェクトを、その中心事業としてとりあげ、積極的に推進すべきである。

近畿圏の整備開発は、数十年という長期的な観点に立って推進されるべきであり、また、開発投資の効率を上げる点からみても、近畿発展の将来を規定する大型プロジェクトを整備開発の中核事業としてとりあげ、全国的な国土開発計画との関連のもとに、実施すべきである。

この大型プロジェクトの開発は、単に近畿圏だけでなく、さらに広い地域にわたって利益をもたらすものであって、将来のわが国の経済の発展、国民生活の向上のために、是非とも必要であり、近畿圏全域の共通課題として強力に推進すべきである。

近畿圏として、とりあげるべき大型プロジェクトには、当面、次の5事業が考えられる。

(1) 阪神ポート・オーソリテイ構想の推進

将来、わが国の経済規模の拡大に伴ない、流通機能センターとしての近畿圏の役割は、ますます増大していくことが予想され、流通機能の主翼をになう港湾については、大阪神戸両港を一体とした大阪神港の必要性がさらに強まるものとする。

この大阪神港の整備、管理を行なうものとして、先に当同友会は阪神ポート・オーソリテイ構想を提唱しているが、長期的かつ国際的な観点に立って、早急にその実現をめざし、具体的対策を促進すべきである。

(2) 第二国際空港の新設

現在、伊丹空港の拡充が進められているが、航空輸送量は今後も急速に増大するので、伊丹空港の負担は将来再び過重になるものと予想される。

わが国のように細長い国においては、将来の国際交流の窓口としての第一級の空港を東京以外に、西日本にも持つべきであり、近畿がわが国の文化産業の一つの中核として発展するためには、超高速大型機時代に備えて、早急に第二国際空港を建設する必要があると考えられる

国際化時代において、第一級の国際空港を持たない大都市圏は、国際社会における諸活動におくれをきたし、その地位の低下が避けられないこととなるから、近畿圏整備の将来を見通して、第二国際空港の地点決定を急ぐべきである。

(3) 琵琶湖総合開発の推進

社会、経済の進展に伴ない、水需要の急増は必至であり、水資源の安定確保がはかられねば、地域の開発 産業の発展が大きく制約をうけることは明らかである。

水資源を長期的な観点から最も合理的に開発し、利用することが地域開発の中心課題となるのはいうまでもない。

したがって、近畿圏における最大の水資源である琵琶湖については、近畿の20年、30年先を見通し、近畿圏全体の立場にたって懸案の琵琶湖総合開発計画を確立し、これを近畿圏の一大プロジェクトとしてその実現にとりくむべきである。

(4) 情報産業の育成とその基盤確立の推進

近畿圏が首都圏とともに、わが国の社会、経済活動の一大中核としての役割を分担し、特に西日本における中枢管理機能を発揮するためには、それを可能にする情報産業を育成することが大切である。

今日、一般的に電子計算機の発達とこれが通信と結びつくことによって、いわゆる情報革命の時代に入ったといわれているが、このことは情報、知識という無形の価値を商品として生産、流通、販売する産業、すなわち、情報産業または知識産業（第4次産業）などと呼ばれる産業の抬頭を意味している。

情報産業は、その性格上、必然的に大都市において発展伸張していくべき性格のもので、その発達が遅れることは、大都市圏をもつ近畿圏の中核管理機能に大きな障害となるであろう。

また、情報産業の発達と、基礎的な科学技術研究機関の充実、ならびに大型の科学技術開発とは、密接不可分の関係にあるので、それぞれ単独に実現を図ることはできない。したがって、近畿に高性能電子計算機を備えた情報センターの設置をはじめ、情報処理技術者の積極的な養成、各種研究機関の設備ならびに人的拡充、大型科学技術の共同開発体制の整備など、情報産業育成のための基盤の確立をも含めて、広範囲にわたる一貫したプロジェクトを推進すべきである。

近畿圏におけるこの情報産業の育成は西日本の社会 経済活動の推進に役立つものと考えられるが、西日本各地もまた近畿圏との有機的関連を強めていくうえにおいて、近畿がかかるプロジェクトを実現することを強く要望するようになるであろう。流通機能の中核としての近畿圏の特性を考慮すれば、このプロジェクトは早急に推進されなければならない。

(5) 一大流通センターの建設

経済の効率化ならびに国民生活の向上をはかるためには、流通機構の合理化、近代化が急がねばならないが、その施策の一環として、国内物資、

外貨物資の総合流通センターならびに生鮮食料品の大規模な冷凍設備を含めた総合卸売市場などの建設を促進し、流通センターとしての京阪神の機能の総合的な発揮をはかる必要がある。

流通センターは、その性格上、前記の阪神ポート・オーソリテイ構想との有機的な関連を考慮して、具体的な計画を進めるべきである。

3. 整備、開発投資のうち、中核をなすのは道路建設であり、その開発効果も非常に大きい。とくに、わが国交通動脈の中央部に位置し、流通機能の中核地である近畿圏においては、道路体系の整備は、国家的な課題でもあり、これを近畿圏整備開発の一つの柱として推進すべきである。

- (1) 従来 東京・大阪間の鉄道、道路については、重点的に整備が進められてきたが、今後は京阪神大都市圏と西日本各地を結ぶ高速鉄道ならびに高速道路網の拡充、整備が西日本の発展上、特に必要であり、その支線的道路も含めて建設を急ぐべきである。

- (2) 福井、三重地方、近畿日本海沿岸地域など、京阪神大都市圏から遠い近畿圏周辺地域については、開発の拠点として内陸部への開発波及効果を及ぼしうる拠点都市を建設することが必要である。

また、湖東、三重地方など中部圏に近接する地域については、東海道メガロポリス化の進展に伴い、近畿圏、中部圏が一体化する時代がくることを予想して、両経済圏の融合の役割を果たしうるよう、拠点都市の建設を進めるとともに、内陸に相応しい内陸型機械工業の建設が考慮されねばならない。

そのためには、これら諸都市を結ぶ開発道路の整備が先行して行なわれねばならない。

- (3) 農業の近代化とその生産性の向上は、農業地域の経済水準の引上げ、所得格差の是正にとって不可欠の条件である。また、それによって労働力の効率的活用を可能にし、併せて都市圏への食糧の安定的供給に資することもできる。

農業の近代化には、農地の集団化、協業化による経営規模の拡大、資本装備率の向上等が要請されるが、そのための戦略的万策として、まず道路体系の整備を早急に行なうべきである。

大都市圏と農業地帯とくに地方の農業基地を結ぶ高速道路、および周辺の道路網を整備することによって、農産物流通の合理化をはかり、農業地帯においては、地域の特性に応じた規模の大きい主農産地の形成、農業技術の普及、広域にわたる協業化、共同施設の効果的利用を可能にするようになるであろう。

4. 近畿圏の整備、開発を効果的に進めるには、現在の行政機構を抜本的に改訂して、より効果的、合理的な広域行政機構に改めるべきである。

また、中央政府の国土開発体制についても、今後一元化した組織に改組しなければ、地方制度の改訂を効果あらしめることは困難であると考えられる。

中央、地方を通じて現在の行政制度を改正して、新時代に即した制度、態勢に改めるべきである。

地域の整備、開発を遂行していく上での最大の問題の一つは、現行の行政機構、制度にある。中央における各省開発計画は、相互に有機的関連性を欠くことが多く、このため開発実施上の混乱、あるいは開発効果の減殺がみられ、地方においては、行政区画が細分化されている

ため、思い切った開発計画がたてられず、また相互協力に欠ける点がみられる。

さらに、輸送、通信の発達、経済社会活動の広域化に伴ない、広域開発がますます必要になってきている。

したがって、行政機構は、国民の利益、地域の発展のために存在するとの観点にたって、例えば現在各省で行なっている開発計画業務を統合して、国土計画省を創設するなど、中央の国土開発体制を一元化して実施を強力に推進する体制を整備するとともに、府県および市町村においては、広域行政を推進し、地域開発を効果的に行ないうる行政機構、態勢を確立することが必要である。

- (1) 将来の広域行政の方向としては、現行府県制度を改め、近畿圏全域を一体とした行政単位が望ましく、サービス行政を行なう自治体としての市町村と国との中間にあって、近畿圏全体の整備開発を総合的に行ないうる広域行政機構に改組することを目標とすべきである。

- (2) この近畿圏を一体とする広域行政機構実現への段階として、府県合併を漸進的に進めることが望ましく、阪奈和、兵庫、京都、滋賀へと必要にして可能なところから府県合併を進めるよう関係者の努力を要望する。

その場合、2～3の府県の合併でもって終りとすることなく、あくまで近畿圏を一つとした行政単位が目標であり、個々の府県合併はその段階であるとの認識のもとに広域行政の実現に努められたい。

- (3) 広域行政機構の推進は、単に府県のペースにおいても必要なだけでなく、市町村のペースにおいても必要であり、とくに大阪、神戸間の都市部においては、阪神広域市構想の実現を積極的に進めるべきである。

行政需要が大であり、かつ相互関連性の強い阪神間諸都市については産業配置、住宅、学校、緑地、リクレーションセンターなどの計画と建設、下水道、し尿塵埃処理などの事業については、広域的な組織において集中管理、執行する体制を確立すべきである。

また、この組織には、強力な実行力を伴なう特定団体の性格を持たせ、財界、学界、文化人等の参画を得て合理的な運営を行なうことが望ましい。

5. 整備開発事業の推進に要する資金の調達については、より積極的かつ多面的な努力をはらうべきである。

(1) 大規模な再開発整備を緊急の課題としている大都市の財政が著しく悪化している現状にかんがみ、現行の財政制度を再検討して再開発を必要とする大都市に対しては、特別交付金制度を設けるなど、大都市に対する国税の還元率を高める措置を講じるべきである。

(2) また、大都市の再開発においては受益者負担制度、原因者負担制度あるいは開発利益の公共的還元制度等の創設についても検討すべきである。

(3) 整備、開発資金のすべてを財政に依存することには限度がある。したがって採算のとりうる性格の事業については、例えば、計画ができれば、そのうち民間に移管できる部分については、民間資本の参加した特殊法人等で実施させるなど、民間資本の活用をはかるべきである。また、それを推進する税制金融制度の確立に努めるべきである。

近畿圏整備計画の事業費は、近郊整備区域と都市開発区域の整備開発として、今後10年間に5兆6千億円の資金が必要とされている。さらに大型プロジェクトの建設や大都市の再開発には、より膨大な資金が必要であろう。

この膨大な所要資金に対し、とくに再開発を必要とする大都市の財政は、極度に悪化しており、現行の財政制度を根本的に再検討する必要がある。

大都市に対する特別交付金の交付など国税の還元率を高めれば、これを金利支払いの源資として起債による再開発の促進の途が開けると考えられ 受益者負担、原因者負担制度

の創設および民間資本の積極的活用をはかるなど都市再開発資金の調達と大都市財政の健全化には、多面的な努力、工夫が要請される。

6. 社会の進展、産業の発達に伴ない、各種の公害が発生しているが、産業公害については、その発生源となる企業が適正な公害防止に努めるべきは勿論であるが、国においては、公害防除のための研究開発や公害防除産業の育成に力を注ぐほか、国、地方自治体は、企業の対策に積極的に援助を与えることが必要である。また 再開発、整備計画の樹立と推進に際しても、公害対策上の観点からの施策を強力に推進すべきである。すなわち、従来の無秩序な市街地のスプロール化も公害の一つの原因であって、工場と住宅地の分離など、土地機能の分化を中心とした都市計画、地域計画を推進しなければならない。

また、大都市における自動車排気ガスなどの一般公害対策として、将来の大都市交通の理想的な姿をえがき、高速鉄道建設と郊外からの自動車ターミナルの整備、あるいは都心部における自動車規制等将来の大都市交通のあり方を根本的に検討し、その対策を確立すべきである。

7. 近畿圏とくに京阪神大都市圏における産業構造の特徴として、伝統的あるいは下請関連的な中小企業が相当多く存在することがあげられる。

近畿圏経済の発展のためには、これら中小企業が大企業との補完、共存体制を確立し、両者の有機的な関連性の強化のもとに、その近代化をはからねばならない。

したがって、近畿圏整備、開発においては、この中小企業の今後のあり方について、十分な配慮をはらうことが必要である。

すなわち、大都市の整備、再開発においては、単独立地の困難な下請関連

企業あるいは都市立地型の消費材加工部門、卸売部門等の中小企業が、整備事業に協力することによって、企業自体も発展するよう細かい考慮をはらい、集団移転あるいは共同ビル、共同施設の建設などを推進しうるための強力な助成措置を講じるべきである。また、民間資本をこれに積極的に誘導するため、開銀融資、利子補給などの方策を講ずべきである。

8. 都市開発、とくに近郊地域および地方における都市建設にあたっては、近隣社会のコミュニティの問題を重視すべきである。

広域化、多様化し、加速化されつつある地域社会において人々が共通の連帯意識をもって快適な社会生活を送っていくためには、近隣社会、とくに居住地を中心とする社会に思索や休養の場、集会の場など社会的施設の充実が必要であり、生活の場としての近隣社会づくりに多くの努力をはらうべきである。

産業、生活技術の急速な進歩に伴って、職場 通勤、居住のいずれの場においても、その急激な発展に、人々の生活意識 感情が適応しえず、多くの摩擦や相克、混乱が生じている。

また、団地生活にその例をみるごとく居住地社会においては、近隣社会との連帯意識に乏しく、それぞれが孤立化した生活を送るところになっている。

したがって、今後の都市建設においては、この住民の生活面に対する配慮が必要であり、とくに居住地たる近郊地域および地方都市においては、人々が共通の連帯意識をもって、快適な社会生活を送りうるための生活環境施設の充実が望まれる。

それにはソサエティなり、クラブ活動を行ないうる集会の場、あるいは、自由に思索し休養できる場としての公園、緑地、図書館等の充実が必要であり、地方においては、充実した学校、病院などのもつ意味が特に大きいと考えられる。

また、このことは、住民の快適な社会生活のためのみならず、地域の産業が必要とする労働力の定着のためにも、今後とくに重視されねばならない。

9. 万国博関連事業は、従来、整備開発の遅れをとりもどすものであって、万国博終了後も、近畿圏に対する整備、開発投資を中断することなく、引き続き強力に推進していくべきである。

万国博関連事業は、オリンピックにおける東京と同様、地域開発、とくに道路整備に大きな効果をもたらすものと考えられる。しかしながら、これらの関連事業は、いずれも近畿圏整備計画に計上されている事業であって、万国博関連としてその中からとりあげられたものである。

したがって、万一、万国博終了後、一時的にせよ、整備開発の中断期間を招来すれば、近畿圏の公共施設整備は再び遅れをとることとなるであろう。

万国博終了後も引き続き整備開発の推進に努めなければならない。

10. 近畿圏の整備、開発には、各界を網羅した近畿圏のビジョンづくりの機構を設け、20年位将来の近畿圏の長期ビジョンを明らかにすべきである。

なお、この各界を網羅した機構において、ここに提案した近畿圏整備開発のための大型プロジェクトを一段と具体化し、その実施方法を検討することを要望する。

計画官庁ならびに各事業主体がたてる開発計画は、現実との遊離を恐れる点から、現実的、消極的なものとなりがちであり、長い眼でみて、非効率なものとなりうるおそれがある。

また、都市再開発の緊急性は十分理解されながら、その再開発の方向は必ずしも明確ではない。

したがって、関係当局、財界、学界、文化人など、各界が一体となって、近畿の20年あるいは30年先の飛躍したビジョンを描き、現実の諸開発計画の指針とすることが、万国博終了後の近畿圏整備開発にとつて必要であるとともに、これが地域住民の整備、開発についての意識の高揚を招来し、開発の推進に資するところが大きいと考える。

近畿圏再開発を将来成功裏に推進することが出来るか否かは、住民意識の高揚の如何がその鍵であると言つても過言ではない。

われわれは、万国博開催決定を契機としてようやく動きかけた近畿圏再開発への途をさらに一步進めて、今こそ将来の近畿圏、ひいてはわが国経済の発展と国民生活の向上をはかるため、あえて近畿圏整備、開発に関し提言するものである。

43年経済に対する見解

1. 43年の経済

昨秋来わが国経済は、国際収支不安から戦後5回目の景気調整を余議なくされるに至った。しかもこの間ポンド平価切下げを契機に、ドル防衛体制の強化、輸出競争の激化、世界的な、高金利、経済成長の伸び悩み、保護貿易主義の台頭など、わが国を取り巻く国際環境は様変わりにきびしさを加えつつあり、わが国の引締め体制は一段と強化される方向にある。

さらに海外からは、わが国の国際社会への貢献度が、その経済の発展ぶりに比べ みるべきものが少ないとし、世界経済の繁栄平和の維持に、より一層の努力を求める声が高まっている。すなわち、わが国は資本取引の自由化、関税一括引下げ、国際金融協力など、自由経済圏の一員として、国際経済交流拡大の一翼を担うとともに、他方、政治、経済、社会各方面にわたって幾多の難問を抱える発展途上国からの援助、特惠関税供与等の強い要請にも応えなければならない立場にある。

いまやわが国は、現下の景気調整の深刻化に加え、外からは新しい意味での国際化の潮流に見舞われ、内には中小企業、農業、流通部門の立遅れ、企業収益力の低下など諸問題の解決を迫られている。このような時代に対処してわが国のとるべき基本的姿勢は全国民の総力を結集して、新しい時代にふさわしい国内体制造りに励むとともに、広く世界に目を注ぎ、先進国の一員として、世界経済の発展に貢献することにあるといえよう。

以上の見地に立つとき、昭和43年は、現下の景気調整の目的である国際収支の改善という難関をのりこえ、国際化時代に対応して、新しい発展への基礎固めをする年であるといえよう。

2. 経営者の責務の確認

われわれは、このような厳しい環境のもとで、あらためて企業経営の責任を確認し、その任務の重大さを強調しなければならない。顧みれば39年の秋、われわれは「新しい情勢に対処する経営理念の展開」の提言において、企業の社会的責任を強調し、その具体的内容として利潤の増大、人間性の尊重、国際的慣行とルール尊重、地域社会への責任の4点を提唱した。爾来3年の成果を経てわれわれは、いまや先進国の経営者として、本格的国際化時代の社会的責任は何であるか、それをいかに遂行すべきかを、検討すべき段階にきていると思う。換言すれば自由主義体制のもとで、国際的に高能率を競いながら、発展途上国の経済興隆にいかに関与すべきかという課題を解決しなければならない。

この責務を果たすためには、とくに最近の厳しい国際環境にかんがみ、なによりも企業自体の体質がそれにふさわしいまでに充実することが先決であるが、われわれはその要諦として次の3点を掲げる。

まず第1点は、経営の合理化である。国際化時代の企業の優劣は、商品の品質向上、生産コストの引下げのみならず、企業の総合力をいかに発揮するかによって決定されるといえよう。この点とくに重要なことは、経営管理方法の合理化に焦点を合せることである。冷徹な科学的合理主義にのっとったワールド・エンプライズとくらべると、わが国の経営管理方法は、著しい立遅れが認められる。わけてもコンピューターを中心とする情報革命の進展は、経営管理方法の飛躍的發展をもたらし、これが海外大企業の競争力強化に役立っていることは否めない。さらにまた、合理化の視角が単に生産過程にとどまらず、流通部門を経て最終消費にいたるまで多角的かつ統一的に展開されつつあることも注目すべきことである。われわれが世界市場を対象とする経営戦略をうちたて

るために、コンピューターの駆使をも含めた新しい経営管理方法を確立し、効率の基準を国際的水準においた合理的経営に徹すべき段階にきているといえよう。

第2点は、自主技術の開発である。ますます熾烈の度を加える国際競争場裡にあって、企業の盛衰は、一に独創性ある商品の開発にかかっている。

わが国で技術開発の必要が叫ばれてから、すでに幾歳月を経たが、未だ具体的方途として、国家的ないし産業的な大型プロジェクトを積極的に確認するまでに至っていない。いまや 経営者自らの発意によって、企業の次代を託すべき技術開発の方向を定め、知恵と創意とエネルギーを結集して、これに当るべき時にきている。また、政府は産業界と相携えて技術開発を組織的、計画的に推進するとともに、税制、金融その他各方面から強力な支援を行なう必要がある。

第3点は、労働力に関する問題である。労働力不足が今後一層激化することは明白である。現状でも企業における人件費は年々大幅に膨張し、企業収益を著しく圧迫するに至っている。これが解決のためには、生産性向上に徹した、能力主義・精鋭主義の経営体制を確立する以外に方法はない。政府においても国民経済の効率をあげるために、労働力が高生産部門へ移動するよう、また潜在的労働力が有効に活用されるよう 前向きな施策を検討することが必要である。

3. 経済政策のあり方

43年の経済政策として次の4点を要望したい。

まず財政政策に関していえば、本43年はきびしい国際環境下において景気調整を進める年であるから、予算の膨張を回避するため格段の工夫がこらされ

るべきである。しかしそれにも増して重要なことは、財政について斉合性ある長期計画を確立することである。従来から公共事業関係等個々の長期計画はたてられてはいるが、それが総合性を欠いていたために、かえって財政硬直化を招く一因ともなっている。

国際化時代、安定成長路線に沿う財政政策は、総合的、長期的計画に基づいて運営されなければならない。各支出項目ごとの軽重緩急の検討はもちろん、租税制度、行政機構等、財政諸制度のあり方にいたるまで、旧慣にとらわれず、新しい角度から対策をたてることが必要である。

第2点は、物価の安定である。物価はひところ落ち着きを示していたが、最近では再び上昇の度合を高めつつある。このことは国民生活安定の妨げとなるばかりでなく、輸出競争力をそこない円の国際的地位を不安定にする懸念なしとしない。強力かつ総合的な物価安定対策は全国民の念願であり、これを早急に実行することこそ為政者の重大責務である。食糧制度を含めた農業問題、土地利用の問題、流通機構の整備のほか、健全な消費態度の涵養についても、国民経済全体との関連で考慮し、綿密にして持続的な対策を樹立すべきである。

第3点は、輸出振興策の確立である。ポンド平価切下げを契機として国際環境はますますきびしさを加えつつあり、いまや輸出振興は企業の努力のみでは、その効果に限界を感じさせるものさえある。わが国にとつては、輸出こそが国家繁栄の礎であるという認識に徹し、政府、財界のみならず、全国民をあげて輸出振興の旗印をかかげるべきである。そのためには、金融・税制面の優遇策に工夫をこらすとともに、輸出振興予算は単に輸出のためではなく、わが国経済発展に必要な経費であるという観点に立って一層の拡充を行ないその運用に弾力性をもたせて、新市場開発に拍車をかけることが肝要である。また米国はじめ各国に輸入制限の動きが激しく、保護貿易主義が台頭している現状にか

んがみ、これに対決する意気込みをもった強力にして有効かつ総合的な経済外交の一層の推進を望みたい。

第4点として、発展途上国に対する経済協力の一層の展開を求めたい。もちろん、これに関連して影響をうける中小企業に対しては、十分な配慮と対策を準備しなければならないが、世界人口の二分の一近くを占めるこれら地域の民生が向上し、生産力が開発されるならば、わが国の発展にとつても、大きな寄与となることを深く認識し、積極的態度で臨むべきである。わけても、わが国の位置するアジアにおいて、今なお戦火におののき、飢餓に苦しむ国が10指に余る現状にかんがみ、その政治、経済の安定に資するべく、近隣アジア諸国への一層の支援が必要である。政府は民間の経済協力を支援するため、金融、税制面でも優遇策を講じるとともに、企業経営者の意見をもとり入れ、それぞれの国の実情に応じた援助方策を明らかにすべきである。

以上、われわれは、先進国企業としての自覚にもとづき、新しい時代における社会的責任を確認し、今後の企業経営 経済政策について提唱した。最後にあらためて認識すべきことは、本43年は重大な試練の年であるということである。国内についていえば成長と安定とを矛盾なく達成しようとする景気調整に対処して、金融逼迫、需給不均衡の激化、企業収益の低下、倒産企業の増加などの事態にも備えなければなるまい。一方、海外では、米国のドル防衛強化をはじめ、高金利、特惠関税、保護貿易主義の問題など、その帰趨いかんによっては、わが国もまた一層苛酷な経済政策をとらざるをえない懸念さえある。われわれ経営者は、激変する環境にも耐え、企業の効率を発揮し、わが国経済の発展に貢献してきたのであるが、新年を迎えるに当って、昭和43年こそは、

次の飛躍に備える基礎固めの年と考え、緊禪一番、覚悟をあらたにするものである。

昭和43年1月9日

社団法人関西経済同友会

物 価 安 定 に 関 す る 提 言

ま え が き

現在消費者物価は、景気調整下にもかかわらず、根強い騰勢を示している。

本来、物価は、卸売物価はもちろん消費者物価も景気循環に伴って変動し、不況下においては下落するのが当然である。しかるに、消費者物価は昭和35年頃から下方硬直性を示し、37年及び40年につづいて今回の不況下においてもまた大幅な騰勢が予想され、三度「不況下の物価高」しかも「政府主導型の物価高」を招くことは必至の情勢にある。

このように、不況下にもかかわらず物価が上昇するという異常な事態は、日本経済に内在する構造的、制度的な要因によるものであり、これらの要因が根本的に解決されない限り、物価は今後とも硬直的に上昇を続けるであろう。

このことは、円価値を維持し国際競争力の強化を至上命題としている日本経済にとって、誠に由々しき問題である。

したがって、物価安定のためには官民をあげて問題点の所在を明らかにし強力な対策を推進する必要がある。

以下、そのうちの主要なものについて次のとおり提言する。

1 地 価 の 抑 制

土地問題については、既にいろいろな方面から、また、各種の審議会等において、税制その他の面からする種々の提言がなされているが、財産権の問題にふれざるを得ないことや、国全体としての土地の利用計画が策定されていないこと、更に政治的むずかしさ等のために具体的にはほとんど改善されていない。

元来、狭小な国土に多数の人口がひしめいているという自然条件から、わが国の地価が諸外国に比べて高いことはやむを得ないともいえるが、今やわが国の地価は異常な高騰を示し、生活の基盤である住宅の所有を困難にして、社会的不満を醸成する土壤ともなりかねないし、また、社会資本の充実を遅らせ、工場用地等の取得を困難ならしめること等を通じて、経済的にもコスト高の一因となって国際競争力強化の見地からも放置できない。

昨今、不健全だとして問題とされている奢侈品やレジャーに対する支出の増大も、更には非行青少年の問題等も、結局は土地が高すぎて家が持てないということに一因があるとさえいえる。

そもそも土地の値上りは、単に所得が移転するだけで、何らの付加価値を生み出しておらず、いたずらに土地インフレとなって不健全な通貨膨脹をきたしており、また企業の経営態度を安易ならしめている場合もなしとしない。

元来、土地のように天与のもので需要に応じて簡単に供給を増加し得ないものについては、その価格についても本来の所有権に属せしめるべき部分とそうでない部分とがあるはずであり、従って、土地開発に伴う周辺地

価の値上り等による反射的利益は、これを地主にのみ帰属させるべきではなく、何らかの方法で開発利益の社会還元をはかるべきである。

そのためにはまず、国として長期的展望に基づく広域的なしかも確固とした土地の利用計画をたてることが先決であり、この計画にのっとって鉄道、道路、宅地、工場等の用途に充てる場合には、公的機関はもちろんのこと、国の認定を受けた民間企業に対しても、土地の造成利用について優先権を与え、更に必要に応じて土地収用法を大胆にかつ機動的に発動することを躊躇すべきではない。

この場合、地主がその対価等について不満があるときには、裁判所に提訴して解決してもらえば十分であろう。

なお、これらの点に関しては、中央政府と都道府県との権限調整等極めてむずかしい政治的要因をはらんでいるが、このほかにも現行の地方自治体のあり方にはいろいろ問題もあるので、この際、道州制の採用等の抜本的な施策をも併せ講ずべきであろう。

土地問題は極めて根が深いが、このなかで比較的手をつけやすいと思われるものに、戦後、小作人に強制譲渡された農地の問題がある。即ち、これらの農地は農地法が制定された昭和27年までは自作農創設特別措置法によって、その土地で自作をやめようとする場合には、政府に売却しなければならないことになっていた。もし、この規定が農地法に引き継がれていたならば、特に都市近郊の地価は今日のように馬鹿高いものにはなっていなかったであろう。

今日これだけ土地問題が深刻化していることを思うと、せめてまず、このいわゆる解放農地について、旧法のような規定の復活を図るように政府及び国会が勇断をふるうべきではなからうか。

もし、土地問題が前向きに解決されて、正直に働けばわが家が持てるという希望を抱くことができるようになるならば、それは穩健中正な思想を育む最良の土壤ともなると思われる。

以上のような観点から広域土地利用計画の策定及びその強力な実施を、差し当っては解放農地に対する適正な法的措置を提言する。

2 食管制度の再検討と農地法の改正

米食を慣習とするわが国においては、米価の安定は物価政策の支柱である。

元来、食管制度は米の不足時代に需給及び価格の調整を通じて国民経済の安定をはかるために設けられたものであるから、米の需給が著しく緩和するに至った今日においてはその使命はすでに終わったというべきである。

しかるに、この制度は、年とともに、米作農家保護法であるかのように歪められて運用され、その結果、生産者米価は毎年政治加算も加わって大幅に引上げられたため、一般会計からの巨額の繰入れを行なっているにもかかわらず、消費者米価は毎年大幅の上昇をみている。

政府は財政硬直化に対処するため、43年度予算の編成にあたって総合予算主義のもとに生産者米価と消費者米価のスライド方式に踏切ったが、これでは食管会計の赤字の累増は防げるにしても、今後、生産者米価の引上げ分がそのまま消費者米価の引上げとなると、従来以上に家計を圧迫する要因となろう。

従って、現行制度のもとで、消費者米価を安定させるためには、生産者

米価をこれ以上あげないことが必要である。このためには、ある程度時間がかかっても、例えば農業の経営規模を拡大することなどによって、米作の生産性を向上させなければならない。

米価については、幸い、政府も新しい米価審議会の委員を決定するに当って、利害関係者を排除した中立委員のみによって構成し、公正な米価を決定する構えをみせている。

また、農業経営の規模の拡大についても、これを阻害している農地の流動化を促進するため、政府は、借地規制の緩和を中心とする農地法の改正案を今通常国会に上提する模様である。

このような前向きの動きが、新しい時代に即応した農政の展開に真に結びつくよう新委員による米審が広く国民生活の立場に立った良識ある答申を行なうことを期待するとともに政府においてもこれを尊重し、勇気をもって実行に移し、また農地法の改正も早急に実現させるよう努力することを期待する。さらに、より根本的な問題解決のために、例えば、いわゆる間接統制の採用等を早急に検討すべきであろう。

即ち、生産者米価は、今日国際水準価格の2倍にも達しているので、一挙に政府買上げを廃止することは農家に大きな打撃を与え、ひいては食糧の自給度を著しく低めることになるおそれもあるし、一方、消費者にとっては少しぐらい味が落ちても価格が安い米を求める向きも少くないと思われるからである。

このような見地から、生産者米価と消費者米価は43年度予算案の数字に固定させるとともに、準内地米は従来通り政府輸入とするが、普通外米については商社の合理的で機敏な機能を十二分に発揮させるため、その輸入を自由化すべきことを提言する。

3 適正な公共料金の決定

いわゆる電気、ガス、水道、交通料金など公共料金の家計消費支出に占めるウエイトは13.4%に達しており、しかもその消費者物価上昇に対する寄与率は41年においては16%を占めるに至っている。加うるに42年度に続いて、43年度も国鉄定期運賃、電話架設料など各種料金が引上げられようとしている。

もとより、公共事業は巨額の投資を必要とする事業であるから、その効率的経営を図るために独立採算の企業形態がとられているものであり、もし、投資負担に耐えきれない場合には、受益者負担の原則から料金が引上げられることもやむを得ないが、しかし公共料金の引上げは単に当該料金の引上げにとどまらず関連部門の価格への波及度が大きく国民生活に与える影響が甚大である。

このような見地から各事業体に対してはできるだけ料金引上げをしない
ですむように常に企業家意識をもって一層の能率向上に努めることを、一
方、政府に対しては、料金の決定に当って、国民生活に与える直接、間接
の影響を慎重に考慮し、とくに波及度の高い料金については、その影響を
できるだけ軽微にとどめるようある程度、財政による負担等、特別の配慮
を払うべきことを提言する。

4 管理価格の問題

近年、生産性の向上の著しい大企業において、その生産性向上の成果が必ずしも消費者に還元されず価格の硬直化がしばしば問題となっているが、これまでのような高度成長のもとでは、金融機関及び企業のシェアの拡大競争を背景として、常に膨大な新規投資の必要があったため、生産性の向上の成果を直ちに価格の引下げに結びつける余裕がなかったのが実情であろう。

この過度の高度成長は国民経済と国民生活とにいろいろなひずみを生ぜしめたため、政府は国民経済の成長のスピードダウンを企図しているが、産業界においても、効率的な競争体制の整備を図る必要がある。

特に、中小企業においては、多数のカルテルを結成しているが、一部の業種ではともすると、このぬるま湯から出ようとせず、経営の近代化、合理化を怠っている企業もあるのではないかと思われる。

しかし、このようなあまい考えではとうてい国際化時代の競争の荒波を乗り越えることはできないのみならず、中小企業には国民生活に密着した産業分野に属するものが多いだけに近代化の遅れは一層国民生活に重大な悪影響を及ぼすことになる。

このような見地から、大企業に対しては、合理化、近代化のメリットをできるだけ消費者に還元することを、また中小企業に対しては公正で自由な競争を通じて強健な体質の確立に努め、できるだけ速かに真に国民が納得できる以外のカルテルは廃止すべきことを提言する。

5 商業部門特に物的流通の近代化

一般に、商業部門は生産部門に比べて合理化、近代化が遅れているために商業部門の非近代化が物価をかなり押し上げているかのごとくみられがちであるが、41年度の経済白書によれば35年から39年にかけての物価上昇に対する寄与率は生産部門が4割弱、流通部門（商業と運賃）とサービス部門（電力、ガス、水道料金等を含む）がそれぞれ3割程度となっている。

しかも、商業部門の物価上昇に対する寄与の程度もその大部分は生鮮食料品分野における供給の不安定性と流通機構の未整備によるものである。また、商業マージンは卸売業で5～10%、小売業で20～30%前後と欧米の卸の10～15%及び小売の35～45%に比べて決して高くはない。

もっとも日本の卸段階が著しく多重化し、非近代的要素を残していることは否定できないので、できるだけ流通のパイプを太く短くすることが強く要請されている。

この点については実用品、規格品について、例えば量販店が生産者への直結など多重化を解消するとともにボリューム・ディスカウントによりある程度価格の引下げを実現している。

商業の近代化は単にそれ自体の体質強化を目的とするばかりでなく、物価安定の見地からも強く要請されているが、特に流通コストの約3分の1を占めている狭義の物的流通費用については機械化の推進等による合理化の余地がなお大きく残されている。

最近、開発が進められているパレチゼーション、コンテナリゼーション或いはコールドチェーンは流通コストの低減に大きく寄与するものであり、

また、卸総合センター、流通センター等も都市交通の混雑を緩和するとともに、商品輸送、取引の拠点として、一貫輸送体制を促進せんとするものである。

これらの施策を軌道にのせ、物的流通の近代化を実効あるものにするため次の事項を提言する。

第1に各企業、各産業間はもとより、政府部内においても各省個々に推進している現状を打破し、密接な協力連繋を行なうべきこと。

第2に政府は物的流通施策の基盤をなす鉄道、道路、港湾施設等の社会資本の充実のために重点的かつ効率的な投資を行なうべきこと。

6 万国博と物価対策

現在、近畿の物価は全国平均を上回る上昇率を示しているが、今後は万国博工事の進捗に伴い、労賃、建設資材、宿泊料あるいは生鮮食料品の値上りによってその増勢が、一層強まることが予想される。

特に労務者不足からくる労賃の高騰は直接建設工事や修繕費等にはねかえるにとどまらず、労働集約的業種の多い中小企業においては人手確保のため過分の高賃金を支払わざるを得なくなって、コストプッシュを招いたり、場合によっては高賃金を支払えないため人手の確保ができなくなって操業度の低下をきたすなど商品価格に種々の形で転嫁されることが十分考えられる。

こうした状況を放置しては、近畿を中心とした市民生活に大きな影響がでてくるだけでなく、全国的にも波及するに至ると考えられる。

このような観点から、政府及び関係者は、万博開催が物価面に及ぼす影響をよく認識し、昨年のモントリオール博に際しての物価凍結を他山の石として、早め早めに適切な措置を講ずべきことを提言する。

